Topic 01

令和9年度児童クラブ登録受付について

問 子育て支援課　☎(55)7118

対象／保護者が就労や疾病、親族の看護などの理由で、昼間家庭での適切な養育を受けることができない小学1年生から6年生までの児童※各児童館などからの帰宅時および夏休みなど学校休業日における児童の送迎は、基本的に保護者が行ってください。

※定員を超える場合は、選考基準により児童クラブの登録を決定します。

閉設日／日曜日、祝日、年末年始

開設時間／授業終了後から午後7時まで(学校休業日などは、午前7時30分から午後7時まで)

※利用時間は、就業時間に通勤に要する時間を加えた時間(最長午後7時まで)

申請書類配布について／

11月20日(金)から以下の書類を各児童クラブ実施施設または子育て支援課、各支所にて配布します。また、ホームページにも掲載します。申請書の受付けは12月1日(火)からです。

- **登録申請書**
- **就労証明書**
- **口座振替依頼書**

※口座振替依頼書については3枚複写のためホームページへ掲載がないのでご注意ください。

※令和8年度に利用していても毎年度申請が必要ですので、必ず期間内に申請してください。

◆利用料

区分	通常利用料	延長利用料
月々利用(月額)	6,000円 (8月のみ9,000円)	2,000円
学年始休業日等のみ利用 (春休み4月)	3,000円	500円
夏季休業日等のみ利用 (夏休み)	12,000円	2,500円
冬季休業日等のみ利用 (冬休み)	3,000円	500円
学年末休業日等のみ利用 (春休み3月)	3,000円	500円

※原則として、利用料の日割り計算はしません。
平常月の利用は月ごと、休業日等の利用は期間ごとの料金です。
延長利用料は、午後6時30分から午後7時まで利用する場合に、通常利用料とは別に発生します。
※その他、施設によって間食(おやつ)代が必要な場合があります。
※ＹＹＳクラブ北河田は、休業日等の料金が異なります。施設にご確認ください。

検討中

市江児童クラブでは、平日(授業日)の実施場所を市江小学校内とすることを検討しています。実施時期は未定ですが、令和9年9月以降となる見込みです。なお、土曜日・長期休業期間などの学校休業日は、引き続き市江児童館内で実施する予定です。

◆募集クラブ(施設)

児童クラブ(実施施設)	小学校区
佐屋第1・第2児童クラブ(佐屋児童館)	佐屋小学校
佐屋西児童クラブ(佐屋西児童館)	佐屋西小学校
市江児童クラブ(市江児童館)	市江小学校
永和児童クラブ(永和児童館)	永和小学校
立田南部児童クラブ(立田南部子育て支援センター)	立田南部小学校
立田北部児童クラブ(立田北部子育て支援センター)	立田北部小学校
開治児童クラブ(開治子育て支援センター)	開治小学校
八輪児童クラブ(八輪子育て支援センター)	八輪小学校
勝幡児童クラブ(勝幡児童館)	勝幡小学校
草平児童クラブ(草平児童館)	草平小学校
北河田児童クラブ(北河田児童館)	北河田小学校
西川端児童クラブ(西川端児童館)	西川端小学校
★ふれあい館児童クラブ (ＮＰＯ法人愛西児童老人ふれあい館)	佐屋小学校
★児童クラブ れんこん村 (ＮＰＯ法人れんこん村のわくわくネットワーク)	北河田小学校
★ＹＹＳクラブ北河田(諏訪幼稚園)	北河田小学校
★児童クラブビボ(スタジオＶＩＶＯ)	勝幡小学校

★は民間施設です。申込方法など詳しくは、施設に直接ご確認ください。

Topic 02

確定申告会場のご案内

問 税務課　☎(55)7123

令和8年分の確定申告から、申告会場を市役所の1か所に集約します。立田支所、八開地区コミュニティセンター、佐織支所では開設しませんのでご注意ください。詳細については、市ホームページおよび広報で順次お知らせします。